

寄贈品に関する合意書

(以下甲という)と寄贈者(以下乙という)は、
が寄贈者から寄贈される食料品及び生活用品(以下「寄贈品」という)を受領、管理、使用及び配布するにあたり、以下のとおり合意します。

1. (転売等の禁止)

甲は、寄贈品を転売せず、金銭その他の有価物、役務と交換しません。

2. (受益者)

甲は、高齢者、失業者、貧困生活者、ホームレス、ひとり親家庭、DV 被害者、難民、児童、被災者その他生活の困窮等により支援を必要とする人々(以下「受益者」といいます。)を援助のため、フードバンク、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他受益者の支援を目的とする団体(以下「支援団体」といいます。)を通じて、受益者個人に対して寄贈品を提供します。

3. (使用範囲について)

甲は、寄贈品をフードバンク活動等の非営利目的事業に関してのみ使用し、その他の目的のために使用しません。寄贈品が災害用備蓄食品の場合、食品の性質上、上記受益者だけに提供するのが難しい場合があります。その際は甲の非営利目的事業(地域活動・防災活動等)に使用します。

4. (寄贈品の品質)

乙は、甲に対し、食品衛生法その他適用される法令に適合する(賞味期限または消費期限内であることを含みます。)寄贈品を寄贈します。

5. (寄贈品の取扱い)

甲は、食品衛生法その他適用される法令に従って寄贈品を適切に取り扱い、また、寄贈品の配布先である支援団体に対して適用される法令に従って寄贈品を適切に取り扱うよう指導します。

6. (寄贈品に関する記録)

甲は、寄贈品に関する適切な記録を保持し、乙が希望する場合、乙に対し、寄贈品の使用状況について報告します。

7. (有効期間)

本合意書の有効期間は定めず、甲乙双方の都合により、内容変更・解約の申し入れをする際は、は、内容変更・解約を希望する日の3ヶ月前までに申し出をしなければならないものとする。

8. (寄贈品事故発生時の対応)

寄贈品に関して事故が発生した場合、甲と支援団体との間で、取り扱いに従って適用される法令に従い、別途誠実に協議するものとし、乙への責任に及ぶことはありません。

2024年 月 日

(甲)

住 所 :

団体名 :

氏 名 :

Ⓜ

(乙)

住 所 :

団体名 :

氏 名 :

Ⓜ